

茨城産業再生特区計画の概要

計画の目的

東日本大震災復興特別区域法に基づく税制上の特例措置等を活用し、被害の甚大であった沿岸部を中心に産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図る。

1 計画作成主体(県及び13市町村)

(1)沿岸市町村(9市町村)

北茨城市, 高萩市, 日立市, 東海村, ひたちなか市, 大洗町, 鉾田市, 鹿嶋市, 神栖市

(2)内陸市町村(4市町)

水戸市, 潮来市, 那珂市, 茨城町 *雇用等被害地域を有する市町村に隣接

2 計画地域の設定

- (1)復興産業集積区域 (2)雇用等被害地域 沿岸部4市町(北茨城市, ひたちなか市, 大洗町, 神栖市)内の漁港周辺地域
13市町村内の62区域

3 集積を目指す産業分野

- 環境・新エネルギー分野
- 自動車・建設機械関連産業
- 基礎素材(関連)産業
- 電気・機械関連産業
- 食品関連産業
- 水産関連産業
- 木材関連産業
- 運輸・物流関連産業
- 観光関連産業
- 商業(小売業)・サービス業

4 特例措置

- (1)被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置(復興産業集積区域内)
- ①特別償却(100%(機械装置(H26.3末まで), 50%(機械装置(H28.3末まで), 25%(建物・構築物)又は税額控除(15%(機械装置), 8%(建物・構築物))
 - ②法人税の特別控除(被災者に対する給与等支給額の10%(指定を受けた日から5年間))
 - ③新規立地新設促進税制(5年間無税)*雇用等被害地域を有する市町村内の区域に限る。
※①から③の措置は選択適用
 - ④研究開発税制の特例(即時償却及び12%の税額控除)
- (2)地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- 復興産業集積区域内における産業集積の形成等に資する事業に係る事業税, 不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税
- (3)緑地面積率等の緩和措置
- 工場立地法等で定めた準則に代え, 緑地面積率等を市町村条例で自由に設定が可能。
(対象:9市町村, 42復興産業集積区域)

茨城産業再生特区計画の対象市町村図

